

総合評価落札方式自己評価型の試行について

令和8年度より、住宅都市局が発注する総合評価落札方式(簡易型)の建築設計業務委託の入札において、継続中の試行運用に合わせて、自己評価型の試行を実施します。

1. 総合評価落札方式自己評価型とは

入札の際に、事業者自身で評価していただいた加算点(以下「自己評価加算点」という。)を申告していただき、この自己評価加算点と入札金額に基づいて落札候補者を決定し、落札候補者からのみ技術提案等資料の提出を求めるものです。

本市の工事主管局が発注する総合評価落札方式(特別簡易型)の工事では既に自己評価型を適用しており、契約手続期間の短縮や技術提案に係る事務軽減を図っております。

なお、自己評価型は簡易型に限定して導入するものであり、標準型Ⅰ、Ⅱには自己評価型を導入しません。

2. 総合評価落札方式の現行と自己評価型の比較

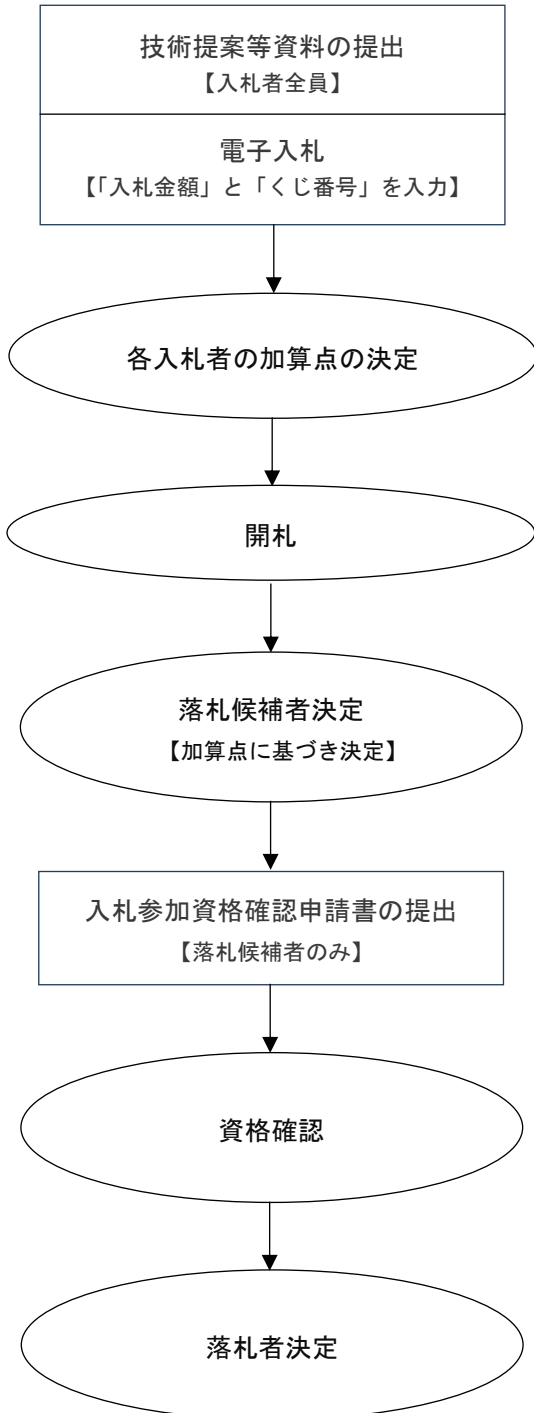
	現行	自己評価型
入札	電子入札システムにて、入札金額、くじ番号を入力し送信	電子入札システムにて、入札金額、くじ番号を入力し、内訳書とともに <u>自己評価加算点申告表(※₁)</u> を添付し送信
技術提案等資料	<u>入札者全員</u> が入札書等の提出期間中に窓口へ提出	<u>落札候補者のみ</u> が落札候補者決定後に、電磁的記録(電子入札システム又は電子メール)により提出
加算点の決定方法	入札者の技術提案等資料について、評価基準等に基づき、市が加算点を決定(市評価加算点)	原則、落札候補者の自己評価加算点により決定するが、評価分野ごとに <u>自己評価加算点と市評価加算点とを比較し、いずれか低い得点の合計を加算点として決定(※₂)</u>

※₁ 入札公告に添付する「評価基準等一覧」及び、「評価基準等の判断の基準について」に基づいて、自己評価加算点を算出し、自己評価加算点申告表に評価分野ごとに記入する。

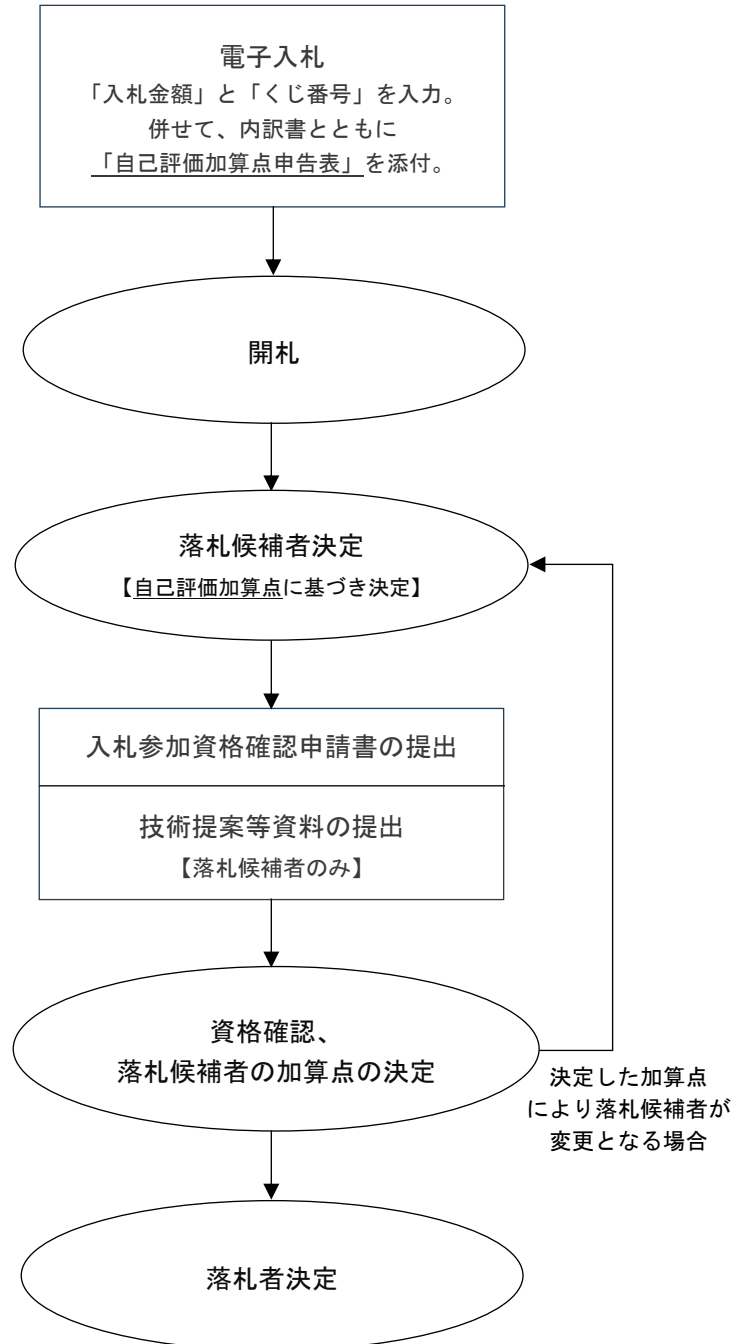
※₂ 決定した加算点が自己評価加算点と異なる場合は、当該加算点を用いて落札候補者の総合評価値を再度算出する。その値が他の入札者の総合評価値よりも低くなった場合は、落札候補者決定通知を取り消し、総合評価値が最も高くなった者を新たな落札候補者として決定する。

3. 落札者決定までの流れ

現行



自己評価型



4. 注意事項

電子入札システムの仕様上、委託の発注に関しては入札方式で自己評価型であることを表記できず、通常の実合評価落札方式として公告をします。

総合評価落札方式自己評価型の案件については、入札公告において自己評価型であることを記載しますので、入札にあたっては、必ず入札公告をご確認いただくようお願いいたします。

5. お問い合わせ先

名古屋市住宅都市局監理指導課 設計総合評価担当

TEL (052) -972-2912